

[別紙様式]

要請事項（ . 雇用・労働政策）

1 . 改正労働者派遣法の周知徹底

改正労働者派遣法の10月施行にあたり、日雇い派遣の原則禁止、均衡考慮義務、マージン率の情報公開、直接雇用申込みみなし規定などの法改正内容の周知に労働局とともに努めること。

（現状及び対応）

国においては、平成24年3月に、日雇い派遣の原則禁止などを内容とした労働者派遣法の改正がなされ、一部の内容を除き、10月1日から施行している。

県においては、労働者派遣法の改正内容について、愛媛労働局とも連携しながら、広報誌やHPなど、あらゆる機会を通じた周知啓発に努めてまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ . 雇用・労働政策）

2 . 生活できる最低賃金水準の確保

雇用戦略対話において政労使で合意した「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気に配慮しつつ、全国平均1000円をめざす」を尊重し、地域における賃金実態、生活状況を重視し、絶対額での適正な水準の早期確保が図られるよう環境整備を整えること。

（現状及び対応）

最低賃金については、平成22年6月3日雇用戦略対話の政労使合意等に基づく対応が求められている。

一方で、最低賃金の引き上げは、特に中小企業の経営や雇用に影響を及ぼすおそれがあることから、国は、目標の円滑な実現に向けた中小企業の支援策を実施しているところである。

県においても、労働局と連携を図りながら、最低賃金の引き上げ支援対策の普及啓発を行うとともに、景気・雇用対策や、職業訓練等の人材育成策を通じて、最低賃金を引き上げやすい環境の整備に努めてまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ . 雇用・労働政策）

3 . 公契約条例の制定による公契約の適正化

ディーセント・ワークの実現のため公契約条例の制定を促進し、公共工事等の公契約の適正化を図ること。

(現状及び対応)

1 本庁舎の清掃や警備などの維持管理に係る委託業務等についての発注に際して契約書に「法令等の遵守」の規定を置き、労働基準法等の法令の遵守するよう求めているところである。

また、現行制度の下で低入札を抑制し、適正価格で契約を締結するため入札制度の改善を図ってきたところである。具体的には平成 20 年度に「低入札価格調査制度」を導入して、以後調査基準価格の適用を厳しくしたところであり、本年 2 4 年 1 月からは契約内容に適合した履行の確保及び雇用者の賃金確保に資するため、全庁的な取組として、清掃や警備、電話交換など労働集約型の業務に対して「最低制限価格制度」を実施しているところである。

2 県発注工事に従事する労働者の賃金にしわ寄せを起こしかねない低入札を防止するため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入するとともに、低入札を繰り返す業者を、県の入札から一定期間排除する対策を導入しており、労働条件の確保や労働環境の整備に寄与する入札・契約制度の適切な運用を図っているところであり、市町にも同様の働きかけを行っている。

更に、入札参加資格における建設業者の格付けにおいて、企業の労働福祉の取組みを評価するほか、建設業者に対する立入調査などの機会をとらえて、適正な雇用や不適正な下請取引の是正指導に努めているところである。

なお、今年度から、経営事項審査において社会保険に未加入の建設業者への対策が強化され、建設業許可・更新時に、加入状況を確認するとともに、工事の設計費において、福利厚生費の上乗せを行っており、労働者の福利厚生の実に努めてまいりたい。

[別紙様式]

要請事項(. 雇用・労働政策)

4 . 若者の雇用対策

第 8 回雇用戦略対話が開催され「若者が働き続けられる環境の実現」に向け都道府県ごとの学校・産業界・労働団体・地方自治体等が核となり「地域キャリア教育支援協議会(仮称)」の設置を推進することが確認されていることから、早期に「地域キャリア教育支援協議会(仮称)」を設置し地域に密着したキャリア教育を行うこと。

(現状及び対応)

キャリア教育の推進に当たっては、その地域、学校等のニーズに応じたきめ細かな対応が必要であること、また、インターンシップ等については、受入先の更なる開拓が必要であることから、学校及び地域の関係機関等が連携し、キャリア教育の支援体制を構築することが望まれる。

本県においては、工業科設置校を対象に、平成23年度から高校生地域産業担い手育成事業を実施しており、各校に、地元企業団体代表者及び保護者、学校関係者等で構成される「工業教育活性化委員会」を設置し、企業が求める人材のニーズを明確にするとともに、ニーズに応える職業人を育成するための取組の在り方について協議しているところである。

また、その他の学校においては、平成22年度から高校生職業人育成推進事業を実施しており、地域社会や産業界と連携し、キャリア教育の充実に努めている。

今後とも、これらの事業を積極的に活用し、地域の関係機関等との連携を深めながら、キャリア教育の充実に努めるとともに、「若者雇用戦略」で提言されている「地域キャリア教育支援協議会(仮称)」については、文部科学省が平成25年度予算として概算請求を行っているが、内容等が定まっていないとのことであるので、今後の動向を注視してまいりたい。

[別紙様式]

要請事項(. 雇用・労働政策)

5 . 高齢者の雇用対策

2013年4月から高年齢者雇用安定法が改定され、継続雇用制度の対象者を制限できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、義務違反の企業に対する公表規定の導入、等について労働局とともに各企業へ周知徹底を行うこと。

(現状及び対応)

今年6月1日現在の県内企業(常用労働者31人以上)における高年齢者雇用確保措置の状況を見ると、99.6%の事業所が定年延長や継続雇用制度など何らかの雇用確保措置を導入済みであるが、一方で、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は全国で48.8%に対して本県は、45.2%にとどまっており、今後、さらなる改善が必要な状況である。

県においても、高年齢者の雇用促進を図るため、毎年、高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛センターや愛媛労働局との連携のもと「高齢・障害者雇用フェスタ in えひめ」を開催し、「高年齢者雇用優良企業知事表彰」などを通じて、広く県民や県内企業等の高年齢者雇用に対する理解促進と気運の醸成に努めているところであり、今年も10月24日に開催することになっている。

少子高齢化が急速に進展する中で、高齢者の雇用を確保することにより、全員参加型社会を目指すという今回の法改正の趣旨や改正内容についても愛媛労働局等とも連携しながら、フェスタや県の広報媒体等を通じて、県内企業等へ周知してまいりたい。

[別紙様式]

要請事項(. 雇用・労働政策)

6. 障がい者の雇用対策

障がい者の施設などに積極的に仕事の発注や物品の購入を行う企業への優遇措置の充実をはかること。

(現状及び対応)

本年6月27日に、いわゆる「障害者優先調達推進法」が公布され、平成25年4月1日から施行されることとなっている。

この法律については、国・県・市町等が、それぞれの役割において、障害者就労施設等への発注促進のほか、公契約について競争参加資格を定めるに当たって、障害者就労施設等から、相当程度の物品等を調達していることに配慮すること等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずる努力義務が規定されている。

現在、国において政令等の検討がなされているところであり、制度の詳細は明らかになっていないが、今後、国における検討結果を踏まえ、必要な取組みを進めてまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ ．雇用・労働政策）

7．労働災害の予防対策の強化

メンタルヘルス教育の実施、適正な医療の確保、パワーハラスメント対策、職場復帰プログラム等を行う事業所に対して労働局とともに公的支援を行うこと。

（現状及び対応）

近年、労働者の心の健康の保持増進は大きな課題となっている。

このため、国では、メンタルヘルスポータル「こころの耳」を開設するとともに、各県に「メンタルヘルス対策支援センター」を設置し、相談業務や専門家の派遣によるメンタルヘルス対策の導入支援等を行っているところ。

県においても、これらの取組等について、広報誌やHP等で周知を図るほか、事業者向けの出前講座や関係団体への研修会の開催等を行ってきた。

また、広報誌等を通じて、職場のパワーハラスメント対策や、自殺対策、労働衛生週間等の周知啓発を行っている。

併せて、自殺予防に関して、県内の関係機関等が効果的な連携を図ること等を目的として、愛媛自殺予防対策連絡協議会を設置し、対策の推進に努めているところである。

メンタルヘルス対策の充実を内容とした労働安全衛生法の改正については、現在国会で継続審議となっており、今後こうした国の動向も見極めつつ、愛媛労働局とも連携しながら職場のメンタルヘルス対策やパワーハラスメント対策に取り組んでまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ ．教育政策）

1．いじめを一層するための対策強化

学校からいじめを一層するために、いじめの未然防止・早期発見・早期対策の対応および環境整備を行うこと。

(現状及び対応)

平成23年度の文部科学省の調査結果では、県内の公立小中学校及び県立学校において認知されたいじめは727件であり、憂慮しなければならない状況と捉えている。

このため、県教育委員会では、定期的ないじめ認知状況の把握や24時間対応の電話相談の開設、学校裏サイト等監視員の設置等により早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー等の配置や、「県いじめ問題連絡協議会」の開催、「いじめ対策総合推進研究」等により早期解決、未然防止に取り組んでいる。

また、解決困難な事例に対しては、「いじめ問題対策チーム会議」を設置し、迅速かつ適切な組織的対応を推進する体制を整えている。

今後は、これまでの取組の点検・評価を踏まえて改善を重ね、社会全体で取り組むことにより、子どもたちの命を守る安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

[別紙様式]

要請事項(. 教育政策)

2. 労働教育・社会教育の推進

働くことの意義、働く者の権利・義務等を理解し勤労観・職業観を養うための「労働教育」を参政権・社会のマナーやルール等自立した社会人としての知識・意識を身につけるための「社会教育」を継続して行うとともに、全ての教育課程において、労働体験やものづくり教育の内容充実、および進路選択の判断材料の充実に向け、授業・講座に労働組合が参画できるしくみをつくること。

(現状及び対応)

各学校においては、教育活動全般を通して、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度などを育てるキャリア教育を実践しているところである。

キャリア教育を推進するに当たっては、体験を通して学ぶことが大切であることから、小学校においては、米や野菜などの栽培を行う勤労生産体験や、地場産業をはじめとする職場見学を、中学校や高等学校においては、地域産業界等の協力を得て、職場体験やインターンシップなどを実施している。

また、県立特別支援学校については、労働福祉等関係機関や保護者などからなるキャリア教育支援協議会を設置して、障がいの特性や児童の発達段階において職業教育を実施してまいりたい。

一方、雇用や労働問題に関する教育については、高校学校学習指導要領に則り、公民科の科目「現代社会」(雇用、労働問題)、「政治・経済」(雇用と労働を巡る問題)の授業で、労働に関わる基礎的な知識を習得させた上で、雇用の在り方や労働問題について国民福祉の観点から考えさせるなどの指導を行っている。

更に高等学高校においては愛媛県労働者福祉協議会による労働セミナーを通して、労働法の知識を学び、安易なと離職の防止や働くことの意識の醸成を図ることとしている。

今後とも、学校力アップ研究実践事業や高校生職業人育成推進事業等を通して、生徒の発達段階に応じたインターンシップ等多様な体験活動の機会を充実するとともに、労働問題等に関する指導を充実させ、生徒の望ましい勤労観・職業観を養うための組織的・系統的なキャリア教育を推進してまいりたい。

[別紙様式]

要請事項(．東日本大震災復興・再生関係施策)

1．東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

岩手・宮城両県における災害廃棄物処理を迅速に進めるために、住民への処理方法の説明と必要性について理解を求めるなど各種課題を解決すること、また、放射線量についても、持ち込まれた時・処理中・処理後に測定を行い住民の安心を担保すること。

(現状及び対応)

先般(8月22日～23日)岩手県等の現地視察を実施したところ、被災地では仮設焼却炉の設置等による県内処理や、復興資材としての再生利用に最大限努めているが、岩手県の漁具・漁網については、現地における焼却処理や、最終処分場の確保等が困難なことから、その処理について、本県を含め、広く全国の自治体に支援をお願いしたいとのことであり、本県においても、受け入れに向けた検討が必要であると認識したところである。

そのため、県では、本県における受入処理に当たり、放射能による影響を危惧する声もあることから、国が主体的に住民説明会を開催するなど、安全を担保した上で、さらに安心面にも配慮する必要があると考えており、どういう基準や体制で県民の安全・安心を確保していくのか、年内を目途とした県内における統一指針の策定に向け、市町等と検討しているところである。

県としては、被災地支援と県民の安全・安心の両面に意を用いながら、受入協力が円滑に進むよう、市町等と連携し、スピード感を持って検討してまいりたい。

[別紙様式]

要請事項(東日本大震災からの復興・再生関連施策)

2.被災地への支援継続

被災地への人的・物的支援活動に加え、例えば、「えひめ愛顔の助け合い基金」等の継続と更なる推進を行うこと。

(現状及び対応)

「えひめ愛顔の助け合い基金については、9月末現在で、企業・団体から、534件、238,889,269円、個人の方から、408件、12,834,848円の寄附をいただいております、寄附金の合計は、942件、251,724,117円となっております。

これに、県が出捐した2,000万円、運用益を合わせると、基金の合計は、271,989,191円である。連合愛媛からも、協力(平成24年9月26日50万円入金)をいただいております、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

平成23年度は、基金を活用し「被災地学校修学旅行支援事業」や、愛媛ならではの「愛媛みかんジュース提供事業」など13の事業(総事業費:134,089千円)実施し、平成24年度においても、引き続き「被災地学校修学旅行支援事業」、「災害ボランティア派遣事業」、「被災地支援農産物共同販売促進事業」など8の事業(予算総額:96,708千円)を実施し、支援に努めているところである。

今後とも、基金残高、被災地等のニーズ、基金運営委員会の御意見等を踏まえながら、支援に取り組んでまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ ．東日本大震災復興・再生関係施策）

3．緊急物資輸送に対する協定体制構築の推進

災害発生時には、緊急物資輸送として海運・陸運等による輸送が必要となり、東日本大震災では、緊急物資輸送を優先するがあまり輸送業者においては、通常顧客に対する予約キャンセルが発生するなど運輸業者の負担が増したことから、緊急物資輸送に対する財政的補填を含めた協定体制構築を進めること。

（現状及び対応）

1．県では、大規模災害発生時の応急対策として、様々な分野にわたり、業界団体と協定を締結しており、交通対策課では、生活物資等の輸送に関して、愛媛県トラック協会（平成15年4月）、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合（平成24年8月）と、人員等の輸送に関して、愛媛県旅客船協会（平成17年2月）、愛媛県バス協会（平成24年8月）、愛媛県ハイヤー・タクシー協会（平成24年8月）と協定を締結している。

いずれの協定においても、その業務に要した費用については県が負担することとしている。

また、予約キャンセル発生に起因する損失補填など、協定に定めのない事項等が生じた際の対応は、その都度、県と各団体とが協議して定めるものとしており、緊急物資輸送に対する財政的補填については、状況等を十分に考慮した上で対応を検討することとしたい。

なお、協定の内容全般については、他県の事例等も参考にして、今後も検討・見直しを行い、より良い協力体制の確立を図ってまいりたいと考えている。

2．県では、大規模災害発生時の応急対策として、様々な分野にわたり業界団体と協定を締結しており、産業政策課では、船舶について「災害時の船舶による輸送等に関する協定」を愛媛内航海運組合連合会と締結している。協定では、大規模災害時の物資輸送について、愛媛内航海運組合連合会組合員の船舶所有者に可能な限りの対応を実施していただき、その業務に要した費用については、実費を県が負担することとしている。

なお、協定に具体的に定めのない事項等が生じた際には、その都度、県と愛媛内航海運組合連合会が協議して定めるものとされており、緊急時にご協力いただくことによる運輸業者の財政的負担についても、十分に考慮した上で、状況に応じて対応したいと考えている。

[別紙様式]

要請事項（ .ワーク・ライフ・バランス）

1 .ワーク・ライフ・バランス社会の実現のための推進体制の強化

- (1)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出について、労働局と連携し、特に従業員100人以下企業への周知を徹底すること。

（現状及び対応）

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画や今回の育児介護休業法の改定内容については、ホームページや広報誌等などを通じて周知啓発に努めるとともに、フォーラムの開催などを通じてワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた機運の醸成に努めてきたところである。

また、中小企業を対象として、県独自に創設した「えひめ子育て応援企業認証制度」では、行動計画の策定や育児休業制度等を就業規則に規定すること等を認証要件としているところである。また、平成21年度から実施している「えひめ子育て応援企業認証サポート事業」では、企業を直接訪問し、法律の周知を行うとともに、経営者に認証取得を呼びかけ、認証取得を希望する企業に対しては、行動計画の策定や就業規則の改正等の支援を行っているところである。

今後とも、「えひめ子育て応援企業認証制度」を中心とした各般の取り組みを推進していくとともに、愛媛労働局とも連携しながら、中小企業における行動計画の策定促進及び育児介護休業法の改定内容の円滑な施行に取り組んでまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ .ワーク・ライフ・バランス）

1 .ワーク・ライフ・バランス社会の実現のための推進体制の強化

- (2)育児・介護休業法の一部規定が7月1日から改定されたが、100人以下の企業にも適用される事から労働局とともに周知を徹底し、円滑な施行を図ること。

(現状及び対応)

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画や今回の育児介護休業法の改定内容については、ホームページや広報誌等などを通じて周知啓発に努めるとともに、フォーラムの開催などを通じてワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた機運の醸成に努めてきたところである。

また、中小企業を対象として、県独自に創設した「えひめ子育て応援企業認証制度」では、行動計画の策定や育児休業制度等を就業規則に規定すること等を認証要件としているところである。また、平成21年度から実施している「えひめ子育て応援企業認証サポート事業」では、企業を直接訪問し、法律の周知を行うとともに、経営者に認証取得を呼びかけ、認証取得を希望する企業に対しては、行動計画の策定や就業規則の改正等の支援を行っているところである。

今後とも、「えひめ子育て応援企業認証制度」を中心とした各般の取り組みを推進していくとともに、愛媛労働局とも連携しながら、中小企業における行動計画の策定促進及び育児介護休業法の改定内容の円滑な施行に取り組んでまいりたい。

[別紙様式]

要請事項(.ワーク・ライフ・バランス)

- 1 . ワーク・ライフ・バランス社会の実現のための推進体制の強化
 - (3)育児をしながら安心して働ける環境の整備に向けて、土曜・日曜・祝日の保育サービス施設の更なる充実を図るとともに、ファミリーサポート事業の活性化、利用者登録型病児病後預かりサービスの実施、施設型預かり病児保育事業の推進などを行うことにより病児・病後児保育の環境整備をより一層充実させること。

(現状及び対応)

ファミリー・サポート・センターは、設置主体である市町が住民ニーズ等を踏まえて主体的に取り組んでいる事業ではあるが、本制度は、地域において会員が育児や介護についての相互援助システムとして、両立支援に向けたきわめて有効な手法であると認識している。

現在、県内では、10ヵ所が設置されており、今後、設置が予定されている大洲市と合わせると平成26年度末に向けた「えひめ・未来・子育てプラン(後期計画)」の計画目標が達成される見込みである。

県においても、HPや広報誌等により県内のファミリー・サポート・センターについて紹介を行うなど利用促進に努めてまいりたい。

土日、祝日等における保育サービス拡充については、国の制度を活用して、保育所が休日においても保育に欠ける児童の保育を行う場合の補助を行っており、現在、県内4市5保育所においてこのサービスを実施している。

また、松山市や中核市のため県の補助はないが15保育所において休日保育を行っている。更に保育需要の多様化に対応している認可外保育施設に対して、夜間一時保育・休日一時保育に対する運営費の一部補助を、県単独事業で実施している。

次に、病児・病後児への保育サービスについては、こちらも国の制度を活用し、就労等の理由で子の看護ができない場合の病児・病後児・体調不良児の保育に対して、補助を行っており、現在、7市町8施設においてこのサービスを実施している。また、同様に松山市においても同様のサービスを実施している。

今後は、先に子ども・子育て関連3法が成立したことを受け、国としても消費税増税に合わせて保育の量拡充への支援として、病児・病後児保育、一時預かりの充実を図る予定であることから、県としても積極的にそれらの施策の推進に取り組んでまいりたい。

[別紙様式]

要請事項(. 福祉・社会保障政策)

1. 地域医療の充実と医師不足等の解消、医療の透明化の推進
 - (1) 健診や医療費適正化に向けたデータなど、地域医療の実態を示したデータに基づき、5疾病・5事業や在宅医療・訪問看護などのサービス提供体制、医師や看護職員等の医療従事者の確保等を「医療計画」に盛り込む。その際、2次医療圏単位の住民・患者や、保険者、被用者である労働組合等が意見反映できる場を設定すること。

(現状及び対応)

平成25年度からスタートする次期「地域保健医療計画」については、今年度中の策定に向けて、現在、愛媛県保健医療対策協議会において、検討を行っているところである。

この計画では、高齢化の急速な進行や医師不足の深刻化など地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中で、「がん」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」、「糖尿病」、「精神疾患」の5つの疾病と、「救急医療」、「災害医療」、「へき地医療」、「周産期医療」、「小児医療」の5つの事業、加えて、「在宅医療」のいわゆる5疾病・5事業及び在宅医療について、これらに対応した安全で質の高い医療を効率的に提供する体制を構築するとともに、それをわかりやすく示すことにより、県民が安心して医療を受けられるようにすることが必要であると考えている。

具体的には、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、課題を抽出した上で、数値目標やそれを達成するために必要な施策等を記載することとしている。

さらに、地域医療の立て直しには、医師、看護師等の医療従事者の確保が不可欠であることから、その具体策についても検討を進めているところである。

また、計画策定に当たっては、保健医療対策協議会での議論以外にも、疾病や事業ごとの作業部会における検討、地域の保健医療に精通した保健所への意見聴取、パブリックコメントの実施等により、地域の医療提供体制等の現状を十分に考慮するとともに、患者・家族の方々や県民の皆さんの御意見を広く反映させ、本県の実情に即した実効性のある計画にしたいと考えている。

[別紙様式]

要請事項（ ．福祉・社会保障政策）

1．地域医療の充実と医師不足等の解消、医療の透明化の推進

- (2)病院勤務医の不足・偏在を解消するため、診療科ごとの必要医師数を定め、その適正配置に向けて、各医療機関や医科系大学と連携した具体的な医師確保対策を検討する。また、病院勤務医、中山間地域の医師不足等については、財政措置を含めた実効ある対策を講じること。

(現状及び対応)

県内の病院等 167 施設を対象に平成 22 年 6 月に実施した調査では、病院等が求人中の医師数は常勤換算で約 305 人となっており、地域別では、東・南予で、現在の勤務医師数に対する求人数の割合が高く、診療科別では、整形外科、精神科、小児科、麻酔科で求人数が多いなど、地域や診療科による医師の偏在が明らかになっている。

このため、県では、医師確保対策を地域医療再生の最重要課題として、平成 21 年度から、地域医療医師確保奨学金制度を実施し、現在、4 年生を筆頭に医学生 58 人に奨学金を貸与しており、将来的には、県内の公立病院等に、年間最大 100 人程度確保される見込みである。

また、この奨学金貸与生を、地域医療の担い手として育成するため、愛媛大学に地域医療学講座を設け、公立病院を活動拠点として実習教育に取り組むとともに、卒業後は、医師不足の状況に応じて、適正に配置することが重要となることから、現在、愛媛大学との連携のもと、医師としてのキャリア形成を支援しながら、救急医療等の政策医療を担う公立病院に効果的に配置し、将来にわたる県内定着につなげるための体制整備を進めているところである。

なお、こうした近年の医師不足問題は、平成 16 年度の新たな臨床研修制度の導入により、大学の医師派遣機能が低下したことが原因の一つであると指摘されていることから、国に対しても、医師の地域や診療科による偏在解消につながる誘導策の検討を強く要望しているところである。

[別紙様式]

要請事項 (．福祉・社会保障政策)

2 ．高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

- (1) 2012 年度介護報酬改正において、介護職員 1 人あたり概ね 1 万 5000 円を支給していた介護職員処遇改善交付金が 2012 年 3 月末で終了し、処遇改善加算が新設された。引き続き介護労働者の処遇の改善が行われるとともに、介護を必要とする人が必要な介護サービスを受けられるよう、下記の取り組みを進めること。

処遇改善加算の算定要件である実績報告の提出を期限内に行わない場合は加算の算定要件を満たしていない不正請求として実施期間中の加算の全額返還を求めるなど厳正な対応を行うこと。

(現状及び対応)

介護職員処遇改善加算について、提出期限の遵守を含め、適切に実績報告がなされるよう、事業者への周知徹底に努めたいと考えている。

[別紙様式]

要請事項（ ．福祉・社会保障政策）

2．高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

- (1) 2012年度介護報酬改正において、介護職員1人あたり概ね1万5000円を支給していた介護職員処遇改善交付金が2012年3月末で終了し、処遇改善加算が新設された。引き続き介護労働者の処遇の改善が行われるとともに、介護を必要とする人が必要な介護サービスを受けられるよう、下記の取り組みを進めること。

事業者に対する指導・監査について連携を強化する。また、事業所が廃止される場合には、利用者のサービス継続の確保、利用者と馴染みがあり関係のある介護労働者の雇用確保についても十分な支援を行うこと。

（現状及び対応）

事業者に対する指導監督については、引き続き、効果的に実施できるよう、市町等との連携を図りながら取り組んでまいりたい。

また、事業所の廃止などに伴い、事業者が利用者に対して適切なサービスを提供することが困難になった場合は、介護労働者の雇用等を原因として利用者のサービス利用等に影響を及ぼさないよう、県としても、必要に応じて可能な支援に努めてまいりたいと考えている。

[別紙様式]

要請事項（ ．福祉・社会保障政策）

2．高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

- (1) 2012年度介護報酬改正において、介護職員1人あたり概ね1万5000円を支給していた介護職員処遇改善交付金が2012年3月末で終了し、処遇改善加算が新設された。引き続き介護労働者の処遇の改善が行われるとともに、介護を必要とする人が必要な介護サービスを受けられるよう、下記の取り組みを進めること。

介護労働者の職場改善を図るため、事業所に労働安全衛生委員会の設置を労働局と連携し推進すること。

（現状及び対応）

安全委員会や衛生委員会の設置に関する取扱いについては、まずは所管する労働局等において検討が必要であると考え、介護労働者の職場改善は質の高い介護サービスの提供につながるものであることから、県としては、事業者に対する実地指導等において、必要に応じて職場環境の改善等の指導に努めてまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ ．福祉・社会保障政策）

- 2．高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立
(2)障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供すること。
障がい者の置かれている事情や環境を正確に把握して障がい者福祉計画を策定し、同計画に基づいて地域における障がい者福祉サービス基盤を整備すること。

（現状及び対応）

県では、本年3月に、平成24年度から26年度までを計画期間とする「第3期愛媛県障がい福祉計画」を策定したところであるが、策定にあたっては、第2期計画の実績を踏まえ、市町と協議、調整して、市町計画の目標値の積み上げを基に県の目標値を設定し、県障がい者施策推進協議会及び自立支援協議会に諮るとともに、関係団体への意見照会やパブリックコメントを実施した。
今後とも、この計画に基づき、市町や関係機関、団体、サービス提供事業者等と連携しながら、障がい者の地域生活を支える障がい者福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の充実に努めてまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ ．福祉・社会保障政策）

- 2．高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立
(3)高齢者福祉や障がい者福祉等を含めた総合的な「都道府県地域福祉支援計画」を策定し住民参加の下で計画の実施状況を検証しながら、地域のなかで支え合うという地域福祉を推進すること。

（現状及び対応）

地域福祉を推進するためには、住民に最も身近な市町が、住民等の参加や協力を得ながら中心的な役割を果たすことが重要と考えており、県では、これまで、地域福祉計画の策定が促進されるよう「地域福祉計画策定ガイドライン」を平成15年3月に作成し、市町の取組みを支援してきたところである。現在、県内では、半数の10市町が策定している。

「都道府県地域福祉支援計画」は、市町の地域福祉計画の達成を広域的な観点から支援するものであるが、地域福祉の推進には、市町計画がより重要となるため、まずは、他県の先進事例等の情報提供を通じ、県内市町の計画策定を促すとともに、県計画は、市町計画の内容等を踏まえ、策定を検討することとしている。

[別紙様式]

要請事項（ ．国土・住宅政策）

1．安心・安全の住まいとまちづくりの推進

- (1)「社会資本整備重点計画」に基づき、地域住民の合意を得た上で、防災・生活・交通・環境に関連した社会資本を優先的・効率的に整備すること。

（現状及び対応）

社会資本は、災害時の避難・緊急輸送道路の確保などによる県民の安全・安心な暮らしはもとより、交流と連携による地域の活性化や産業振興に不可欠なものであるが、本県では急峻な地形と脆弱な地質のため、自然災害が発生しやすく、かつ整備に多額の費用がかかることから、全国に比べ社会資本整備が大幅に遅れていることや、切迫する東南海・南海地震への対策が必要なことなど、多くの課題が山積している状況となっている。

このため、県では、厳しい財政状況の中、限られた財源で最大の効果を発揮させるため、「選択と集中」を基本とし、事業箇所重点化や「コスト縮減」を図るなど、効率的な整備に努めるとともに、切迫する東南海・南海地震から県民の生命・財産を守るため、避難道路の改良や橋りょう耐震化などの防災事業を行っており、防災・減災対策に軸足を置きつつ、高速道路の南予延伸や離島架橋事業などの交通ネットワークの整備、鉄道高架などの都市基盤の整備などの社会資本整備に取り組んでいるところである。

実施に当たっては、パブリックコメントや住民説明会などによる県民との合意形成や、リサイクルの推進による環境への配慮に努めるとともに、今後もより効果的・効率的な整備に取り組み、県民の快適で安全・安心な暮らしの確保や活力ある産業の発展、地域活性化につながる、必要な社会資本整備を着実に進めてまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ ．国土・住宅政策）

1．安心・安全の住まいとまちづくりの推進

- (2)環境・耐震・ユニバーサルデザイン等に適応した住宅や設備に対する費用補助を拡大すること。

(現状及び対応)

県では、住宅の耐震改修については、市町が実施する耐震改修補助制度に対して市町の負担の一部を支援する「愛媛県木造住宅耐震化促進事業」を平成23年8月に創設し、14市町で実施したが、今年度は全20市町において実施されており、補助対象戸数も100戸から300戸に拡充したところである。

また、地域材を利用し、耐震性及び省エネ性等を有する長期優良住宅で、一定のバリアフリー性能を備えた住宅を対象に、利子補給を行う「地域材利用木造住宅利子補給制度」の特別加算や、ゼロ予算事業ではあるが、金融機関と県の協定により、省エネ性等を向上するリフォーム資金の金利優遇を行う「愛媛県住宅リフォーム支援事業」を実施している。

県としては、財政状況が厳しい折から、新たな制度の創設等は困難であるため、現在、実施している制度の推進に努めたいと考えおり、特に県民の安全・安心を守ることにつながる木造住宅の耐震化を最優先に取り組みたいと考えている。

[別紙様式]

要請事項(. 国土・住宅政策)

1 . 安心・安全の住まいとまちづくりの推進

(3)災害時の緊急避難場所となる学校施設・公共施設等の耐震化工事を前倒して進めること。

(現状及び対応)

1. 平成24年4月1日現在の県立学校耐震化率は58.2%であるが、県立学校施設は、生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所となるものでもあることから、その耐震化については、県政の重要かつ喫緊の課題であると認識している。

そのため、平成24年度当初予算編成に当たっては、平成27年度末の耐震化率目標をこれまでの「80%」から「90%」に前倒しするとともに、「平成29年度終了」とする新たな目標を掲げ、より積極的に推進することとしており、今年度は、9月補正時点で約25億円の予算を計上して、校舎の改築工事や耐震補強工事を実施するほか、来年度以降の工事を加速させるため、耐震診断や設計に重点的に取り組むこととしている。

南海地震等の大規模地震に備えるためにも、今後とも限られた財源を有効に活用しながら、「平成29年度耐震化完了」に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えている。

2. 県では、平成19年3月に、「愛媛県耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度末時点での学校、病院、庁舎などの公共的建築物における耐震化率を80%に引き上げることを目標に、耐震化に取り組んでいる。

県立学校の耐震化については、東日本大震災の発生や東南海・南海地震が切迫していることを受け、昨年度に「平成27年度までに耐震化率90%、平成29年度までに耐震化完了」を目標とし、従来計画を4年早めたところであり、また、県立病院については、既に耐震化が完了しており、今年度からは地震発生時等の防災拠点となる県庁第一別館の耐震改修工事や、今治警察署の建て替え工事についても着手するなど、厳しい財政状況を勘案しながら計画的に整備を進めているところである。

その中、8月に内閣府から「南海トラフの巨大地震による被害想定」が発表され、県としても、民間や市町を含めた公共的建築物の耐震化をさらに早める必要性を認識したところであるが、これらの耐震化には膨大な費用が必要なことから、国の財政支援や助成制度の拡充を、引き続き強く要望してまいりたい。

[別紙様式]

要請事項(. 食料・農林水産・消費者政策)

1. 食の再生と農林水産業の持続的発展基盤の確立

(1) 「食育基本法」に則り、地域の特性を生かした「食育推進計画」を策定・実施し、地域産食材を使用した学校給食や休耕地を利用した学習農園等を通じて、地域への関心や地産地消に対する意識の醸成を推進すること。

(現状及び対応)

1. 食育基本法では、国の食育推進基本計画を基本として、都道府県単位で食育推進計画を作成するよう努めなければならないとされており、県では、平成19年3月に「愛媛県食育推進計画」を策定し、総合的、計画的に推進してきた。

国が平成23年3月に新たな第2次食育推進基本計画を策定したことに伴い、県においても、食育推進の成果と食をめぐる新たな課題を分析、整理し、平成24年3月に「第2次愛媛県食育推進計画」を策定したところである。

本計画では、前計画の基本理念を引き継ぎ、コンセプトを「周知」から「実践」へと切り替え、生涯食育社会を目指し、えひめの風土にあった農林水産漁業者等による食育の連携強化や、えひめの地産地消を通じた食育など、「えひめ」らしさを盛り込んでおり、今後とも、関係部局とも連携し、食育推進に努めてまいりたい。

2. 県では、第2次愛媛県食育推進計画(平成24年3月策定)において、学校給食における地場産物の使用割合35%以上の評価指標を設定しており、教育委員会においても、学校給食における地場産物の使用割合については、35%以上を目標としている。

平成23年度における本県の学校給食における地場産物の活用状況調査では、食材数ベースで全国平均より8.2%高い33.9%となっている。

県教育委員会では、地場産物の活用は地域の文化や産業への理解が促進されるなど教育的な効果が高いことから、平成15年度から、全国学校給食週間を「えひめの食材を活用した学校給食週間」と定め、毎年当該週間において、農林水産部と連携して地元産品の使用を呼びかけているほか、各種研修会等様々な機会を通じ、市町教育委員会に地場産物の活用を啓発している。

また、学校農園については、平成24年度に、田や畑を利用している学校は、小学校194校、中学校30校であり、学校行事等において近隣の田畑を利用して、イネやイモなどの農作物の栽培を行い、土に親しみ勤労を尊ぶ学習を推進することとしており、収穫した農作物は、給食に利用するなど有効に活用し、児童生徒が食事を楽しみながら、地産地消について学ぶ機会を設けている。

今後とも、田や畑を利用した体験活動の充実を図り、物を大切に作る心や、望ましい勤労観を養うなど、人間性豊かな児童生徒の育成に努めてまいりたい。

3. 地産地消は、消費者ニーズに即した生産と生産された農産物等を地域で消費する活動を通じて、地域の生産者と消費者の距離を近づけることと定義されている。その活動により、地元食材の消費拡大に直接つながることはもとより、農林水産業の維持・拡大に寄与するほか、食育の推進、生産者と消費者が直接顔の見える関係づくりにも資するものであり、重要な施策と考えている。

要請事項（ ．食料・農林水産・消費者政策）

1．食の再生と農林水産業の持続的発展基盤の確立

(2)農地の有効利用および新規雇用の創出をはかるため、多様な農業生産組織（担い手農家・農業生産法人・農業サービス事業者等）の育成を支援するとともに、最低経営面積の縮小等の農地取得条件の緩和、技術経営研修、就労条件や融資などの支援策の抜本的整備を図る等、幅広い希望者が第一次産業に参入しやすい条件を整備すること。

（現状及び対応）

本県農業の担い手の状況は、個別経営体の中心である認定農業者が4,645経営体、組織経営体の中心である営農組織が94組織、農業生産法人が209法人となっており、認定農業者は比較的確保されているものの、組織化はあまり進んでいない状況である。

こうした中、ここ10年の農業者の動向をみると、本県の若い新規就農者は年に60人余りと少なく、農業者の高齢化が進み、耕作放棄地も増えている状況であり、新たな担い手を確保、育成することが重要となっている。

県では、これまでも、各地方局や支局に設置しております、普及組織によって、技術指導や生産組織の育成支援をはじめ、認定農業者や集落営農組織に対する機械・施設の整備等を助成してきたところであるが、さらに、今年度、新たな集落営農組織の育成、JAや一般法人による農業生産法人の設立をハード・ソフト両面から支援する県単独の事業を創設したところである。

なお、農地取得条件の緩和については、平成21年の国の農地法改正により、下限面積要件は原則50a以上を地域の实情に応じて農業委員会の判断により下げできるようにされている。

また、農業法人以外の法人等も貸借によって農地が取得できるようになっている。農業生産法人の出資制限についても、食品関連企業の場合は、2分の1未満まで緩和されるなど、農業への新規参入ができるような措置が取られている。

今後とも、幅広い多様な地域農業の担い手の確保・育成に積極的に取り組んでまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ ．食料・農林水産・消費者政策）

2．消費者保護政策の強化と推進

(1)高齢者の被害防止に向けた対策として、成年後見人制度の充実、振り込め詐欺を含む高齢者への注意喚起の強化に努めること。

（現状及び対応）

1．昨年度、県に寄せられた消費生活相談のうち、60歳以上の方の割合が約3割を占めており、こうしたことから、悪質商法による高齢者の被害を防止す

るため、民生委員や地域包括支援センターなど、高齢者に密接に関わりを持つ機関で構成する「悪質商法被害防止のための高齢者・障害者等見守りネットワーク」を東・中・南予各地域で構築・運営し、地域ぐるみで見守り活動の推進を図っている。

また、悪質商法の手口や対応方法を分かりやすくまとめた啓発資料を活用して、高齢者を対象とした出前講座等を行っているところである。

今後とも、高齢者被害の発生・拡大防止のため、注意喚起の活動を行い強化を図ってまいりたい。

2 . 認知症高齢者や独居高齢者の増加に対応し、高齢者の適切な権利擁護体制を構築するため、成年後見制度の果たす役割は大変大きくなっていることから、愛媛県では、これまで、市町申立や費用の負担が困難な方への申立費用や鑑定費用の助成など、市町が実施する成年後見制度の活用促進や利用支援のための取組みを、介護保険地域支援事業により、助成を行ってきたが、引き続き地域包括支援センター職員等を対象とした研修会の開催等を通じ、市町の取り組みを支援し、地域の高齢者にとって、身近な相談機関である地域包括支援センターが行う権利擁護業務が円滑に推進されるよう努めてまいりたい。

3 . 県内における本年9月末現在の振り込め詐欺の被害状況は、被害件数44件、被害総額約6,900万円であり、前年同期と比べ件数は17件、被害総額では約3,700万円と大幅に増加している。また、未公開株や外国通貨等の購入を名目とした類似振り込め詐欺では、被害件数23件、被害総額約7,400万円であり、前年同期と比べ件数は17件、被害総額では約4,000万円と大幅に増加している。

振り込め詐欺と類似振り込め詐欺を総称して特殊詐欺と呼んでいるが、これら特殊詐欺の被害者の約8割が50歳以上(65歳以上は40%)であることから、県警では、ボランティア団体や関係機関とも協力しつつ、金融機関やスーパー等のATMコーナーにおける警戒や声かけ、敬老の日等の各種行事における広報活動や被害防止講話の実施、高齢者世帯を訪問して行う留守番電話機能の活用などの被害防止のための広報などを実施している。

また、本年7月から、全国の特殊詐欺の捜査の過程で押収された名簿により、毎月約300人の名簿登載者に警察官が面接し、名簿に登載されている事実を告げて注意喚起を実施しているほか、本年9月からは、特殊詐欺の発生情報を各金融機関に提供し、金融機関職員の水際防止意識を高めている。

なお、本年11月の「全国一斉特殊詐欺撲滅強化月間」においては、金融機関における「声かけ訓練」や「ATM利用限度額引き下げキャンペーン」を実施することとしている。

今後は、被害防止対策を一層強化するとともに、新たな手口による被害発生時における早期の情報発信をこれまで以上に推進してまいりたい。

要請事項（ ．経済・政治改革政策）

1．地方税財政の確立

地方の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。

（現状及び対応）

1．県では、平成13年度から、事業の成果について数値目標を用いて検証する行政評価を導入し、平成17年度からは、人件費などの固定経費を除く全ての事務事業及びその上位施策について、必要性や効率性を個別に検証したうえで、事業の自主的な見直しに取り組んでいるところである。

平成19年度からは、民間有識者による外部評価を導入し、昨年度からは、さらに体制を強化し、評価対象を拡大して、地域ごとの現状等を踏まえた県民目線での協議を行うなど、評価の客観性や信頼性の一層の向上に努めているところである。

また、外部評価の結果については、県ホームページで公開するとともに、事業や予算に可能な限り反映することとしており、今後とも、要請の趣旨を踏まえ、引き続き、必要性の検証や事務の効率化に取り組んでまいりたい。

2．県では、今後4年間（平成23年～26年）の財政運営の取組み方針として、昨年11月に、新たな財政健全化基本方針を策定し、これまでの財政構造改革の取組みを継続しながら、更なる財政健全化に向けて取り組んでいるところである。

しかしながら、今後も、歳出面では社会保障関係経費の自然増や、公債費の高止まり、歳入面では景気減速による県税収入の減少や、交付税削減、国補正基金の終了などが懸念されることから見通しは厳しく、財源不足額は拡大する可能性が高い。

このため、県税収入の確保あるいは行政改革の継続や、メリハリを徹底させた予算編成など、歳入・歳出全般にわたり更なる対策を推進し、不測の事態にも備えつつ、積極的な政策展開を支える財政基盤の強化に努めてまいりたい。

〔別紙様式〕

要請事項（ ．経済・政治改革政策）

2．地域の多様な主体との連携強化によるまちづくりの推進

(1)地域活性化に資するまちづくりを担うリーダーを市民の中から登用するしくみづくりを進めるとともに、地域リーダーに対する効果的な育成を行うこと。

（現状及び対応）

県では、自主的・主体的なまちづくり団体の活動を支援するため、（財）えひめ地域政策研究センターへの委託事業として、その担い手である地域づくり団体のリーダー育成研修事業や、地域づくりに関する情報提供・発信事業を継続して実施しているところ。

また、全国レベルでの交流を促進するために、各都道府県が連携して組織化した地域づくり団体全国協議会に加入して、広域的な情報収集、交流にも努めている。

今後とも、住民が主体となった地域づくり活動等が積極的に展開されるよう、（財）えひめ地域政策研究センターと連携を図りながら、地域づくり団体相互のネットワークの強化、意識啓発、人材養成に努めてまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ . 経済・政治改革政策）

2 . 地域の多様な主体との連携強化によるまちづくりの推進

(2)民間事業者、NPOなどがそれぞれの特性を生かしサービスを提供する「新しい公共」を推進し、あわせて、NPO・コミュニティービジネス等のいわゆる社会的企業に対する支援を拡充すること。

（現状及び対応）

県では、平成23年度、24年度の2年間、新しい公共支援事業に取り組んでおり、NPO、地縁組織、教育機関、企業など多様な主体が地域課題の主体に協働して取り組む事業を支援するとともに、NPO等の活動基盤の強化を図っている。

例えば、地域課題解決に向けた共同支援事業では、新しい公共を担うNPOの法人化支援を行うほか、市町からの応募に基づき、交流人口の拡大、地域資源の有効活用など、17市町で30事業の協働の取り組みを支援している。

更に、協働の担い手となるNPO等の活動基盤強化については、企画力や広報力、体験実務の要請や情報公開や寄付の促進のための支援にも取り組んでいる。

県としては、新しい公共支援事業への取り組みを通じて、県下一円で多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む体制を構築していくと同時に、本事業終了後も地域の住民が主体的で自立的な共助の仕組みづくりが図られるよう検討を重ねながら、県民一人ひとりに居場所と出番、役割がある「協働による地域社会づくり」に取り組んでまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ ．経済・政治改革政策）

2．地域の多様な主体との連携強化によるまちづくりの推進

(3)海外の産業集積地の誘致策を研究し、企業ニーズにマッチするオーダーメイド型の新しい企業誘致策を実施すること。

（現状及び対応）

企業誘致に当たっては、企業の様々なニーズを迅速かつ的確に把握することが重要であり、県では、企業訪問はもとより、県内企業の東京支店長等との意見交換や産業立地フェアの開催に合わせたアンケート調査、商社等のOBである「企業誘致アドバイザー」の人脈を活用した情報収集活動により、これまでも企業ニーズの把握に努めてきた。

こうした活動を通じて得た企業情報については、企業が求める面積・区画での用地の提供や工業用水の安定供給、人材確保への支援など、企業の側に立ったきめ細かな支援措置や立地環境の整備・充実に生かし、可能な限り、そのニーズに応えるよう努めている。

また、今年度は、これまで把握した企業ニーズ等を基に、食品関連企業への補助率の嵩上げや、全国初となる操業当初のランニングコストへの助成など、企業誘致に係る優遇措置を拡充・強化したところである。

今後も、大手建設会社とタイアップし、企業の投資動向等を把握するためのアンケート調査の実施など、情報収集活動を更に強化するとともに、海外を含め、他の誘致策の研究にも努め、企業ニーズにマッチした効果的な企業誘致策を展開してまいりたい。

[別紙様式]

要請事項（ ．経済・政治改革政策）

3．地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備

投票率と利便性の向上のため、期日前投票の投票所に限らず、投票日当日の投票所を頻繁に人の往来がある施設に設置すること。

(現状及び対応)

投票日当日の投票所は、市町選挙管理委員会が投票区ごとに、具体的には、例えば小学校の校区ごとに1箇所、最も適切な施設を選定して設置することとされており、それぞれの投票区内に在住する選挙人が投票することになっている。

一方、期日前投票所は、公示・告示日の翌日から投票日前日までの間、1箇所については必ず設置が義務付けられているほか、各市町選挙管理委員会の判断により、複数の期日前投票所を設けることができるとされている。期日前投票所は、投票区に関係なく市町内のすべての有権者が投票することができる。

これまで、県においては、国政選挙や県の選挙のたびごとに、投票所の適切な設置について、市町選挙管理委員会に対し、管理執行上の留意事項等の通知や市町選挙管理委員会委員長・書記長会議の際に、助言しているところ。

具体的には、投票所及び期日前投票所は、選挙人の便宜を考慮して当該投票区の中から最も適切な施設を選定して設けることや、投票の秘密や選挙の公正を確保し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、駅構内やショッピングセンター等への設置を十分検討し、積極的に措置するよう、助言している。

今後も、各市町選挙管理委員会が、それぞれの実情に合わせて、選挙人の利便性が向上するよう、投票所の適切な設置につき、引き続き適切な助言を行ってまいりたい。